

第5回 「ゼロ災トライアル100」実施要綱

1 趣旨

「ゼロ災トライアル100」は平成22年度に第1回を開催し、平成26年度で第5回を迎えます。平成25年度の第4回トライアルには過去最多の418事業場、18,603人の労働者が参加しました。

しかし、平成25年の恵那労働基準監督署管内における労働災害の発生状況は、残念なことに、1月、11月と死亡災害が2件発生したほか、休業4日以上災害も164件と、前年の142件に比べ22件、15.5%の増加となりました。同一の事業場で複数回の災害が発生するケースが散見されるほか、従来型の災害である「墜落・転落災害」、「転倒災害」、「はさまれ・巻き込まれ災害」が災害全体の半数以上を占めている状況にあり、事業場における安全衛生管理活動の後退が懸念されます。

これらの状況を踏まえ、平成26年度においても昨年度に引き続き、全国安全週間の初日である7月1日から全国労働衛生週間の翌日となる10月8日までの100日間を「ゼロ災トライアル100」の実施期間とし、死亡災害の撲滅と休業災害ゼロに向けた取組を行うこととします。

本トライアルは、100日という期間と災害ゼロという数値目標を掲げ、内外にこの取組を宣言し、地域・業界全体でゼロ災を目指すものであり、その成果として恵那労働基準監督署管内における安全衛生管理水準の向上と安全衛生意識の定着を図るものです。

2 実施期間

平成26年7月1日(火)～10月8日(水)【100日間】

3 主催者

- (1) 恵那労働基準監督署
- (2) ゼロ災トライアル実行委員会
(恵那労働基準協会、同中津川支部、同恵中支部、同坂下支部、同明智支部、恵那建設業協会、林業・木材製造業労働災害防止協会岐阜支部恵那分会、岐阜県トラック協会恵那支部、岐阜県花崗岩販売協同組合、紙パ安全衛生研究会、恵那地区金融機関労務改善連絡協議会)

4 協賛者

岐阜県労働基準協会連合会

5 実施者

本トライアルの趣旨に賛同し参加を希望する以下の事業場及び建設現場等

- (1) 恵那労働基準監督署の管内に所在する事業場
- (2) 恵那労働基準監督署の管内で施工される建設現場
(原則として、実施期間全てを工期とする現場に限る。)
- (3) 恵那労働基準監督署の管内に事務局が所在する「協力会」及び「協議会」等の会員事業場

6 目標

『トライアル実施期間中の死亡労働災害及び休業労働災害の発生ゼロ』

運送事業者

『トライアル実施期間中の死亡労働災害、休業労働災害及び交通事故の発生ゼロ』

7 ゼロ災の定義等

(1) ゼロ災の定義

本トライアルにおける『災害』とは、事業場に所属する労働者(派遣労働者を含む)が、死亡又は休業が必要となる負傷若しくは疾病を被ることをいい、通勤途上における災害等は除く。

また、上記の『休業』とは、賃金支払又は休業補償の有無にかかわらず、災害発生日の翌日以降、1日でも療養のために所定労働時間の全部又は一部を休業した状態をいう。

『ゼロ災』とは、休業労働災害又は死亡労働災害を実施期間中に1件も発生させていない状態をいう。

なお、建設店社及び林業については、恵那労働基準監督署の管外の作業現場における災害についてもカウントする。

(2) 目標達成の判断

参加事業場は、トライアル期間終了後、速やかに「実施結果報告書」により報告を行う。「実施結果報告書」により目標達成を確認することができた参加事業場に対しては「達成証」を発行する。

8 実施要領

- (1) 主催者及び協賛者は、本実施要綱を公開して本トライアルの周知・広報を行うとともに、参加事業場を募集する。
- (2) 主催者は、本トライアルの周知・広報及び参加事業場の募集について、関係団体等に協力を依頼する。
- (3) 本トライアルへの参加を希望する事業場は、4月14日(月)から5月30日(金)までの期間に、「参加申込書」を恵那労働基準監督署へファックス等で送付する。
- (4) 主催者は、事業場名等が公開可の参加事業場については、その名簿を作成し、岐阜労働局のホームページ等で公開する。
- (5) 主催者及び協賛者は、6月18日(水)午後1時30分から、『恵那文化センター内中央コミュニティセンター(岐阜県恵那市長島町中野414番地1)』において、「第5回ゼロ災トライアル100推進大会」を開催する。
- (6) 主催者は推進大会当日に、大会出席事業場に対し「ポスター」、「参加証」、「実施要綱」、「重点実施事項」、「実施結果報告書」及び「参加公開事業場名簿」等を配付する。
- (7) 大会欠席事業場に対しては、主催者が推進大会開催後速やかに上記「ポスター」等を配付する。
- (8) 上記「ポスター」等の配布について、参加申込書に加入団体があるとして申込みをした事業場に対しては、加入団体を経由して配付し、加入団体がないとして申込みをした事業場に対しては、恵那労働基準監督署から直接配付する。
- (9) 参加事業場は、「第5回ゼロ災トライアル100重点実施事項」を参考にし、トライアル実施期間中において創意工夫をした効果的な安全衛生活動を積極的に展開する。
- (10) 参加事業場は、もし労働災害が発生した場合には、的確な状況把握及び再発防止に係る必要な対応を行うこととし、特に労災かくしが発生しないよう留意する。
- (11) 参加事業場は、トライアル実施期間が終了した後の10月24日(金)までに、「実施結果報告書」を作成し、恵那労働基準監督署へファックス等で送付する。
- (12) 目標達成参加事業場については、「達成証」を作成し、12月上旬までに事業場に対して配付する。配付方法は、(8)と同様とする。
- (13) 主催者は、随時災害事例などの各種情報の提供に努めるとともに、本トライアルの実施結果については取りまとめの上、岐阜労働局のホームページ等で周知・広報を行う。